

道路交通検討幹事会運営要領

(設置)

第1条 「都市交通マスタープラン」及び、「都市・地域総合交通戦略」の策定にあたり、「いわき都市圏総合都市交通推進協議会」(以下「協議会」という。)に提案する事項について協議又は調整を行い、また第2条各号に掲げる事項について具体的かつ専門的な調査、検討を行うため、道路交通検討幹事会(以下「幹事会」という。)を運営する。

(協議事項)

第2条 幹事会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 道路交通の課題について
- (2) 将来道路網ネットワークについて
- (3) 各種道路交通施策の方向性について
- (4) 目標の設定について
- (5) 各種道路交通施策について
- (6) その他上記に関連する事項について

(幹事会)

第3条 幹事会は、協議会会長が指名する幹事長が招集し、その座長となる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月30日から実施する。